

協会通知

令和3年度「自動車運転免許証（大型・中型・準中型）取得支援」助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 対象事業

鳥ト協の会員事業者が従業員に大型免許・中型・準中型免許を取得するため必要とした費用。但し、鳥取県内の自動車学校に限る。

2. 申請対象期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日

上記期間内であっても、予算額に達した場合は、申請受付を終了します。

3. 申請対象者

令和3年4月1日から令和4年2月28日までに免許を取得し、支払い（会社負担）が終了する会員事業者。

※人手不足に対応するため、令和3年4月1日以降に免許を取得するにあたり、前年度に採用した中途採用者については、自動車学校への入校時期が前年度の令和3年3月1日以降に入校手続きを行ったものについても助成対象とする。

但し、助成対象になる免許取得日は令和3年4月1日以降のものに限る。

※令和3年4月1日以降の採用が内定している高等学校以上の教育機関の新規卒業者については、入社の前年度であっても採用内定後の自動車学校への入校及び免許取得については助成対象とする。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額 免許取得に係る費用（消費税を除く）の2分の1で、大型免許18万円、中型免許10万円、準中型11万円を限度とする。

ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 準中型免許の助成内訳について

1名につき、鳥ト協は7万円、全ト協は下記①～②を限度とし、各予算の関係で鳥ト協または全ト協の片方のみの助成となる場合がある。

①準中型免許の取得 4万円を上限

②5トン限定準中型免許の限定解除 2.5万円を上限

(3) 予算枠 鳥ト協 426万円

全ト協 10,000万円（全国）

5. 助成上限人数（1事業者）

鳥ト協：大型・中型・準中型免許のうちいずれかの免許 1会員2名まで

全ト協：準中型免許のみ 1会員20万円まで

6. 申請時提出書類

①大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付申請書（様式1）

②現在（取得前）の運転免許証の写し

③内定通知書類の写し（新規卒業者のみ）

7. 交付決定日

内容を精査後、大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

8. 実績報告提出書類

①大型・中型・準中型免許証取得支援助成金実績報告書（様式3）

②在籍証明書（様式4）

③大型・中型・準中型免許証取得後の運転免許証の写し

④教習所への費用支払領収書（会社あてのもの）の写し

（振込みの場合も領収書の発行を依頼してください）

- ⑤実績報告時の運転日報、点呼簿、運転者台帳、賃金台帳のいずれかの写し（全ト協助成金のみ）
- ⑥健康保険証の写し（全ト協助成金のみ）

9. 実績報告期限 取得後、2ヶ月以内

最終報告期限：令和4年3月11日（金）

10. 申請をされる方は、自動車運転免許証（大型・中型・準中型）取得支援助成金交付要綱（下記又は鳥ト協ホームページに掲載）を必ずお読み下さい。

お問合せ先 （一社）鳥取県トラック協会 担当 竹内 TEL 0857-22-2694

自動車運転免許証（大型・中型・準中型）取得支援助成金交付要綱

一般社団法人鳥取県トラック協会
制定 平成29年5月24日

（目的）

第1条 この要綱は、深刻化するトラック運送業界のドライバー不足に対応するため、一般社団法人鳥取県トラック協会（以下「鳥ト協」という。）の会員事業者（以下「会員事業者」という。）が従業員に大型免許証・中型免許証・準中型免許証を取得させた際の教習料の一部を鳥ト協が助成し、トラックドライバーの確保を促進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。
「大型免許証」とは、車両総重量11トン以上の自動車（大型自動車）を運転できる免許である。
「中型免許証」とは、車両総重量7.5トン以上11トン未満の自動車（中型自動車）を運転できる免許であり、「中型限定（8t）免許」（平成19年6月1日以前に取得した普通免許）の限定解除については該当しない。
「準中型免許」とは車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車（中型自動車）を運転できる免許である。

（助成対象）

第3条 助成の対象は、会員事業者の従業員が前条に掲げる免許を各年度の別途指定する期間に取得し、会員事業者が鳥取県内の自動車学校に支払った免許証取得費用（消費税を除く）の一部に対して助成する。

（助成金の交付額）

第4条 1人当たりの助成金の交付額は、免許証取得に係る費用の2分の1とし、大型免許証取得につき18万円、中型免許証取得につき10万円、準中型免許証取得につき7万円を限度とする。
ただし、千円未満は切捨てとする。
また、全ト協との助成金の合計が免許取得費用を超えない範囲とする。

（助成の上限人数）

第5条 1会員事業者に対する助成人数は、その都度定める。

（交付申請）

第6条 会員事業者は、様式1の「大型・中型・準中型免許証取得支援助成金申請書」に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ提出しなければならない。
ただし、予算額に達した場合は、鳥ト協は、受付を終了するものとする。
2 前項の助成金交付請求書に必要な添付書類は別に定める。

（交付決定）

第7条 鳥ト協は、前条の申請が適正であり、交付を適当と認めたときは、様式2「大型・中型・準中型免許証取得支援助成金交付決定通知書」により申請者へ通知する。
2 鳥ト協は、前項の通知に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告及び助成金請求)

第8条 会員事業者は、従業員の免許証取得後、様式3の「大型・中型・準中型免許証取得支援助成金実績報告書」(以下「実績報告書」という。)に必要事項を記入し、別途指定する日までに鳥ト協へ提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に必要な添付書類は別に定める。

(助成金の交付)

第9条 鳥ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適切と認めたときは会員事業者へ助成金を交付する。

(助成金の返還)

第10条 鳥ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) この要領その他鳥ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、鳥ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、鳥ト協が別に定める。

(附 則)

本要綱は平成27年4月1日から適用する。

平成28年3月18日 一部改正(平成28年4月1日施行)

第4条、第6条第1項、第7条、第8条、第10条

平成29年5月24日 一部改正(平成29年4月1日施行)

表題、第1条、第2条、第4条、第6条第1項、第7条第1項、第8条第1項、第10条、第11条

全ト協準中型免許取得助成事業留意事項

1. 事業の趣旨

少子高齢化に対応した若年労働者を確保するため、鳥ト協の会員事業者が、新たに運転者として採用した若年ドライバー(18歳~概ね30歳)に準中型免許を習得させる際の支援を行う。

2. 助成対象

令和3年度においては、下記①~⑤のすべての要件を満たすこと。

- ① 鳥ト協の会員事業者
- ② 当該事業者が、令和2年4月1日以降に、当該運転者を採用していること
- ③ 当該運転者が、平成元年6月2日以降生まれであること
- ④ 当該運転者が、令和2年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得し、その費用の全額を当該事業者が負担していること
- ⑤ 当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し、運転者として従事していること

3. 助成金額

- (1) 準中型免許の取得 40,000円を上限
- (2) 5トン限定準中型免許の限定解除 25,000円を上限

会員1事業者につき、20万円を上限とする

ただし、運転者が個人で準中型免許取得費用を支払った場合は、助成の対象外

4. 申請受付

- ① 対象者の準中型免許取得時期が令和2年4月1日~令和4年2月28日

詳細は、鳥ト協「竹内」までお問い合わせください。